

農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定に基づき、公表します。

東近江市長 小 椋 正 清

市町村名 (市町村コード)	東近江市 (252131)
地域名 (地域内農業集落名)	市子川原 (市子川原町)
協議の結果を取りまとめた年月日	令和6年12月24日 (第1回)

注1:「地域名」欄には、協議の場が設けられた区域を記載し、農林業センサスの農業集落名を記載してください。

注2:「協議の結果を取りまとめた年月日」欄には、取りまとめが行われた協議の回数を記載してください。

1 地域における農業の将来の在り方

(1) 地域農業の現状及び課題

当地区では、認定農業者の市子川原営農が法人発足以来地区内の農地の集積を進めてきており、現在では約75%の農地を耕作している。法人発足当時から高齢化が心配されてきたが、最近では発足当時の組合員の次世代である30歳台、40歳台の若手が積極的に法人の農作業に従事しており、将来に向かって明るい兆しが見えてきている。しかしながら、近年の米価の低迷と諸材料費の高騰等の影響を受け、更には地球温暖化の影響を受けた米の品質低下により、農業経営はかなり厳しい環境にあり、農業従事者の所得向上が重要な課題である。

(2) 地域における農業の将来の在り方

当面は、現状の米、麦、大豆を主要作物として継続していくが、水稲については最近の気象状況の変化に対応した暑さに強い品種の作付や米の品質向上を図りながら、農業従事者の生活の安定を図りたい。また、麦については更なる耕作面積の拡大に努めるとともに、大豆についても徐々に面積拡大を図り、今日までの水稲中心の経営からの脱皮を図りたい。

2 農業上の利用が行われる農用地等の区域

(1) 地域の概要

区域内の農用地等面積	22.7 ha
うち農業上の利用が行われる農用地等の区域の農用地等面積	22.7 ha
(うち保全・管理等が行われる区域の農用地等面積)【任意記載事項】	ha

(2) 農業上の利用が行われる農用地等の区域の考え方(範囲は、別添地図のとおり)

農振農用地区域内の農地を農業上の利用が行われる区域とする。

注:区域内の農用地等面積は、農業委員会の農地台帳等の面積に基づき記載してください。

3 農業の将来の在り方に向けた農用地の効率的かつ総合的な利用を図るために必要な事項

(1) 農用地の集積、集約化の方針
農用地の集積、集団化に向けて、地権者や耕作者との話し合いを進めていくこととする。
(2) 農地中間管理機構の活用方針
現状でも、ほとんどの農地が中間管理機構に貸し付けて利用しているので、さらに推進していきたい。
(3) 基盤整備事業への取組方針
以前より農地の畦畔を取り囲み、農地の区画の拡大を図ってきたが、さらに区画の拡大を進めて作業の効率化を図りたい。また、現在用水路の改修など基盤整備事業を順次進めており、今後も、農基盤整備事業の取組を強化するなど、耕作条件の改善にさらなる努力をしたい。
(4) 多様な経営体の確保・育成の取組方針
地域での農業を守るため、地域の若者を農業に誘える組織の育成を推進していきたい。 また、現在は女性が活躍する機会がないので、女性でも気軽に作業に参加できる環境を創ることも重要である。
(5) 農業協同組合等の農業支援サービス事業者等への農作業委託の活用方針
農薬散布等のドローンを使った農作業は委託を継続する方針である。また、近年農機具の大型化とともに価格も高騰してきているので、今後は近隣組織との共同農機具の購入・活用も検討していきたい。

以下任意記載事項(地域の実情に応じて、必要な事項を選択し、取組方針を記載してください)

<input type="checkbox"/> ①鳥獣被害防止対策	<input type="checkbox"/> ②有機・減農薬・減肥料	<input checked="" type="checkbox"/> ③スマート農業	<input type="checkbox"/> ④輸出等	<input type="checkbox"/> ⑤果樹等
<input type="checkbox"/> ⑥燃料・資源作物等	<input type="checkbox"/> ⑦保全・管理等	<input type="checkbox"/> ⑧農業用施設	<input type="checkbox"/> ⑨耕畜連携等	<input checked="" type="checkbox"/> ⑩その他
【選択した上記の取組方針】				
③農業用ドローンの委託活用。 ⑩近隣組織との共同農機具の購入・活用				